

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.4

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

126

12.27 大庭打完資料

極
秘
内
部
号
10
5

一三、ニセ 大臣令官印

四三・十二・二十四 等等

以下は、沖縄における米軍基地の取扱いに因し、概念上考え方ある類型的立場の統約上の処理振りを一應擲げてみたものであるが、それぞれの場合のアリエーション及び数個のコンビネーションが色々あることもあるのである。

もつとも、例にわゆる「核付書」の場合に、軍事的観点から「核付書」を立場及び具体的にいかなる内容の「核付書」であるかを文書で公示しするものであるか疑問であるので、(事前協議制から包括的にはすな場合は別として)はたして文化交流に關係するものであるかの疑問があり(技術的に接装備盤の寄港承認をいかに処理するかの問題もある。)、地方向本土のみ又は少なくとも返還時には

「核なし」で出発する案の場合に、核の不存在(撤去されたこと)をいかにして国民に説明しきるかの問題がある。

一、事前協議三事項(配置の重要な変更、裝備の重要な変更、戰闘作戦行動)すべての適用除外

二、三事項につき、返還前となりとする方式

返還にあたりかかるべき文書(交接公文等)により次の趣旨を合意(国会承認の対象)

「安保条約第六条の実施に関する交換公文(事前協議交換公文)は、沖縄については適用しない。」

三事項につき当分の間暫定的に返還前となりとする方式

返還にあたりかかるべき文書(交接公文等)により次の趣旨

左会議一国会承認の対象

「安保条約第六条の実施に関する交換公文は、日米両政府が合意する時期まで沖縄については適用しません。」

別途行政府限りの文書（合意議事録等）により次の趣旨を合意する。

「日米各政府は、同交換公文の適用の可能性を絶えず検討するものとし、返還の日から遙くとも×年たつたときは、両政府は、前記の時期を合意する目的で協議する。」

（注）この方式のヴァリエーションとして、事前協議条項の全面適用ではなく修正適用を暫定期間経過後に行なう方式が考えられるが、その場合には、改めて国会の承認を必要とするところとなる。

二 事前協議中「重要な設備の変更」の適用除外

（1）核付会（返還時に存置されるもののみらず、その後の新規導入も含む。）方式

返還にあたりしかもるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意・国会承認の対象

「安保条約第六条の実施に関する文換公文は、沖縄については、「合衆国軍隊の設備における重要な変更」に該当する行動に關する限り、適用しません。」

（注）これを暫定的なものとする方式もありうる。1前記一の文書参照
（2）核の持込みのみならず、その戦闘作戦行動として
①使用（施設・区域からの発射等）をも自由にする

場合には、「機動作戦行動の基地としての施設・区域の使用」からも適用除外する必要がある。

核に因る現状維持方式（通常時に存置されるもののみ）

本方式は、実際上、存置核兵器を特記、公表することに米側が同意せざる限り採用不能であり、米側がこれに応ずるとは考えられなかつて、一應の考え方として挙げれば、

（1）これら列記の核兵器について、事前協議の交換公文の不適用を合意し、国会承認の対象とするのが、自然な処理振りであるが

（2）事前協議交換公文は適用されることとした上で、既存核兵器の存置については、通常と同時に事前協議を行ない、その

（3）事前協議交換公文は適用されることとした上で、既存核兵器の存置について、通常と同時に事前協議を行なへ、その

存置に同意するたまえとし、右協議における核兵器（相当程度に具体性をもつた記述が必要）の存置に対する同意をあらかじめしかるべき文書に記載し（場合によリイニシヤル）、これを国会に提出する方法も理論的不考えられないと被容れ。（右文書は、理論的には参考文書として提出すれば可なるが、政治的意義から承認対象とすべき否を検討の要あり）

右事核ホーリン案

返照にあたりしかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意（国会承認の対象）

「（1）米国政府は、日本國の安全確保は極東に与ける國際の平和及び安全に対する急迫した脅威が生じたと並（油一四

（後段協議の事題に該当）又は日本國の資金若しくは極東に於ける國際の平和及び安全が外部からの大規模かつ突然的或は武力攻撃により危くされたとき（緊急事態）は、条約第六条実施に関する交換公文の規定にかわらず、日本國政府に対する通報の後、核弾頭（及び中・長距離ミサイル）を沖縄に運入することができる。

（二）に定めるより左事題に備えるため、前記の交換公文の規定にかからず、合衆国軍隊は、沖縄に（返還時に）現存する核兵器時燃用施設（及び中・長距離ミサイル用基地）を施設・区域として維持することが認められる。

（三）合衆国政府は、沖縄に運入された核弾頭（及び中・

（注）（一）中・長距離ミサイルにつきかかる特例を設けるか否かは、オブンソンを職務執行するか否かの問題で検討を要する。

（二）同及び（三）の事題の判定は、米国政府によかず日本政府にかかる。

（三）返還時における核の撤去の確認の問題のほか、河江おける日本政府への通報をどの程度に行なうべきか、尚にかかる存置施設の確認の問題、河江おける最終の書類の確認の問題がある。

れ。」

事前協議中戦闘作戦行動の適用除外

1 戰闘作戦行動自由使用案

通常にあたりかかるべき文書（交換公文等）により次の趣旨を合意一国会承認の対象

「支那條約第六条の実施に関する交換公文は、沖縄について、沖縄から行なわれる戰闘作戦行動（同条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）」のための基地としての在沖國施設・区域の使用に関する限り、適用しない。」

（注）又、これと暫定的なもとする方式もありうる（前記

（注）の参考

（注）前記からはさすが方式を尋ねられる。

（注）戦闘作戦行動から適用除外する場合には、實際上「軍機の重要な変更」からも除外する必要（兵力増強の要）が生じうる。

2 特定有事の戦闘作戦行動自由使用案

戦闘作戦行動は、あらゆる場合に「有事」の際に行なわれることとなるわけであるが、そのうちだと本邦、台湾に対する侵略等特定有事の場合に限つて前記の適用除外を規定する方式を考えれる（たゞし、韓國については、国連軍活動と同様で慎重処理を要する。）

四 「本土なる」

三事項につき一處「本土なる」とした上で、事前協議に即ち政府の一般的態度を理解しやすくする。

本密約による場合、米側を納得させるためには、非核三原則はあら事態においては修正するとかある旨をなんらかの形で宣明する必要があるである。

返還にあたり日本政府よりの書簡により次の趣旨を一方的従来政府に通報する（米側の賛意等意向表明を妨げない。また、者のやりとりを合意譲り書き等に収録する方法もありうる。）

「返還後の沖縄に対しては、もちろん、安保条約第六条の実施に関する文書公文が適用される」ととより、したがつて、米

国が同文段公文に基づく事前協議の主題となるべく行動を沖縄において執るうとするときは、日本国政府は、当該事前協議の際に具体的な事例に照らして提案される行動に同意するかどうかを表明することとなるが、沖縄にある施設・区域の合衆国軍隊による使用が沖縄を含む日本国全体の安全のため並びに沖縄に対する國際の平和及び安全の維持の大結果たす後割にかんがみ、一般的にこのよきにして維持在れる極東における國際の平和及び安全が日本の安全のためをねずて極太主義をもつて考據し、日本国政府は、前記の具体的な事前協議の際には、提案あると合意通報する。」

(注) 本案は、返還請求で第一義的の重要な変更一に該當するもの（「移開頭」中・長距離ミサイル、その基地）を撤去しないと完全前提とする。したがつて、右撤去の畢竟の問題の問題がある。

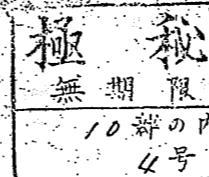
本案は、事前協議の特例を設けたへしたがつて、法律上国会承認の対象となる一定程度に至らかにて、なかかつ沖縄については本土なみと全く同一でないよりなもののが考えられないかとの観点から試みに起案してみたものであつて、この点で日本側の一般的姿勢を示す場合の表現として「同情的态度をもつて對処（一）又は「十分理解ある態度をもつて」等）のこときものではたして適当であるか否か慎重検討を要する。いすれにせよ、この部分を「米側の行動提案を好意的に考慮する」のととき表現とする場合には、一方的意向の表明であつても一事前協議の特例を包括的に設けたものと解され、国会承認の対象とすべきものではないかと考えられる。

右の結果「同情的态度」その他事前協議の特例を設けたと解されない範囲にとどまる表現が見出される場合は、法律上は国会承認の対象とする必要はないわけであるが、実際上は事前協議の際にいわゆる非核三原則を修正することがありうると的一般的姿勢を示すこととなるので、政治的には国会承認の対象とすべきとの考え方が十分成り立つ。本案を除く、戦闘作戦行動にし便づて処理する方式も考えられる。

三事項「本土なみ」方式

返還にあたり事前協議文書公文の適用につきなんらの措置も與を与へ（交換公文をその末尾記用）。

(注) 核の不存症の確認の問題あり。



總理大臣と大統領は、日米両国の相互信頼関係の枠内で、沖縄の施政権返還問題の解決をはかるため、沖縄の地位について検討した。その結果、總理大臣と大統領は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還する取組において満しうることに意見が一致した。よつて、両者は沖縄の日本への復帰を日本及び日本を含む極東の安全を最も有効に確保しつつ、一九七二年未までに達成するため具体的な取決めに關し、両国政府が協議に入ることに合意した。この協議は、沖縄の防衛の責任の多くを引受けはるとより、總理大臣が表明した日本政府の意図を考慮に入れるとおり、總理大臣と大統領は、日本及び日本を含む極東の安全保障を最も有効に

確保する必要を考慮しつつ、米国が沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事施設及び区域を日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく施設区域として供与されることに意見が一致した。總理大臣と大統領は、沖縄の返還が友好的を語合いでより行なわれることは、日米両国の強い友好関係の証左であることに意見が一致した。